



神奈川県

安全防災局 安全安心まちづくり推進課

神奈川県犯罪被害者等支援推進計画

～犯罪被害者等を温かく支える地域社会を目指して～

目 次

I 章	計画の策定に当たって	1
1	策定の趣旨	1
2	計画の対象	1
3	計画期間	2
4	計画の推進	2
5	施策の検証	2
II 章	犯罪被害者等の置かれた状況と支援の取組	3
1	県内の犯罪情勢等	3
2	犯罪に対する県民の意識	4
3	犯罪被害者等の置かれた状況	4
4	これまでの犯罪被害者等支援の取組	6
5	犯罪被害者等が必要とする支援と県民ニーズ等	8
III 章	基本目標	14
IV 章	神奈川県における犯罪被害者等支援施策・事業	15
1	総合的支援体制の整備	15
2	支援関係機関との連携	16
3	日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供	20
4	県民・事業者の理解の促進	26
5	人材の育成	30
6	推進体制の整備と地域活動との連携	31
資料		
1	平成21年度犯罪被害者等支援施策・事業体系	
2	神奈川県の支援の流れイメージ（現状との対比）	

I 章 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

犯罪被害者等の多くは、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされるといった直接的な被害に加え、周囲の無理解や心無い対応による精神的被害、収入の途絶や医療費の負担などによる経済的困窮、新たな居住場所の確保、雇用の維持などの様々な問題に苦しめられています。

こうした現状を打開し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」（以下「基本法」という。）が平成16年12月に制定されました。

犯罪被害者等が抱える問題は、生活全般にわたり、また、被害内容や程度、置かれている状況等によって必要とする支援は一人ひとり異なるため、被害者等の立場に立った適切な支援をきめ細かく提供することが不可欠です。

そしてそのためには、身近な行政である地方自治体が関係機関と連携協力して、犯罪被害者等支援にしっかりと取り組んでいくことが必要です。

また、犯罪被害者等支援は行政の取組だけでは不十分であり、県民、事業者、民間支援団体が、それぞれの立場でできる支援を行い、協働・連携して進めていく必要があります。特に、犯罪被害者等に対する迅速で、きめ細かく途切れのない支援の提供は、民間支援団体を抜きにして考えることはできません。

そこで、本県では、犯罪被害者等が犯罪等により壊された日常生活を早期に回復するための支援を民間支援団体等と協働して提供するとともに、多くの県民の方々が犯罪被害者等への理解を深め、温かく支える地域社会づくりを進めていただくために、「犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を制定することとしました。

そして、この計画は、条例第8条の規定に基づき、その目的を達成するために、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標を定めるとともに、犯罪被害者等に直接提供する支援施策、支援を進めるための人材育成、県民、事業者等が自らできる支援を行い、二次被害のない地域社会づくりを進めるための理解促進や推進体制の整備など、「神奈川県犯罪被害者等支援に関する有識者懇談会」（以下「有識者懇談会」という）からの提言や犯罪被害者等の意見を踏まえ、県が取り組むべき施策を定める「行政計画」として策定するものです。

※ 県総合計画「神奈川力構想」を補完する特定課題に対応した個別計画という位置づけも併せ持ちます。

2 計画の対象

計画の対象となる犯罪被害者等とは、条例第2条第1号の規定のとおり、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、原則として県民を対象とします。

なお、施策によっては、支援の対象者が限られる場合もあります。

神奈川県犯罪被害者等支援条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、県内に住所を有するものをいう。

以下略

3 計画期間

この計画は、平成21年度を初年度とし、平成25年度までの5年間を計画期間とします。

なお、必要に応じて、計画期間内であっても、犯罪被害者等のニーズや犯罪被害者等を取り巻く状況の変化等に応じて、随時見直すこととします。

4 計画の推進

庁内においては、安全・安心まちづくり推進本部（本部長：担当副知事、構成員：教育長、警察本部長及び関係部局長等）を活用し、全庁体制で計画を推進します。

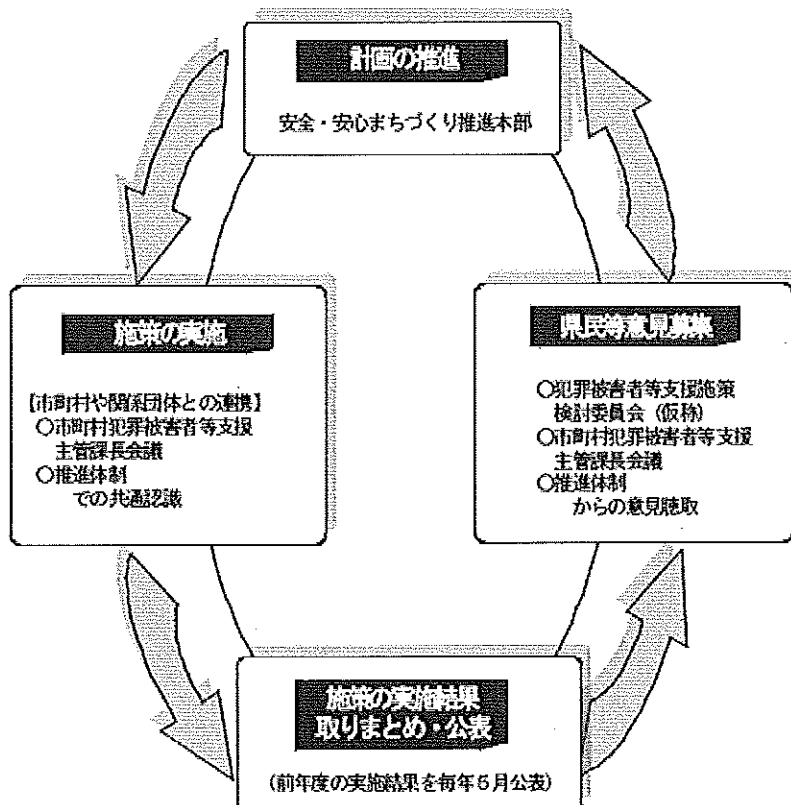
なお、計画の推進にあたっては、市町村や関係団体と連携することが重要となりますので、市町村犯罪被害者等支援主管課長会議や犯罪被害者等支援を県民総ぐるみで進めるための推進体制（神奈川県安全・安心まちづくり推進協議会、警察署被害者支援ネットワーク等（以下「推進体制」という。））などの場を通じて、共通認識を持ちながら、支援施策を実施していきます。

5 施策の検証

年度毎に施策の実施状況を取りまとめ公表し、広く県民から意見を求めるとともに、市町村や推進体制参加団体などからも、意見を聴取します。

また、犯罪被害者等、支援関係者及び有識者から構成する「犯罪被害者等支援施策検討委員会（仮称）」を設置し、それら意見をもとに、施策の検証、充実を図りながら計画を推進していくこととします。

計画の推進・施策の検証サイクル



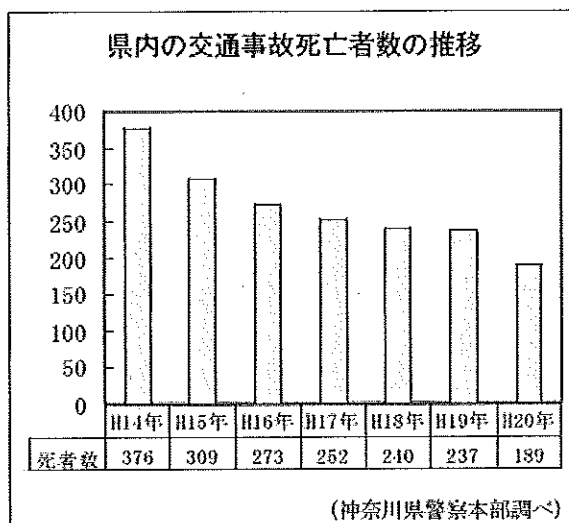
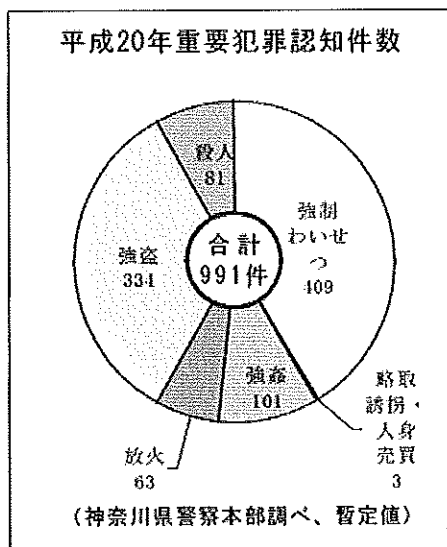
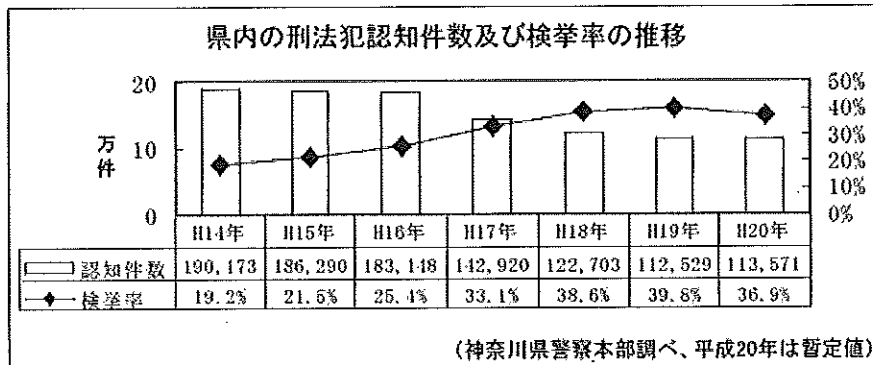
II章 犯罪被害者等の置かれた状況と支援の取組

1 県内の犯罪情勢等

神奈川県内の刑法犯認知件数は、平成7年から8年連続で戦後最多を更新し、平成14年には、刑法犯認知件数が190,173件、検挙率が19.2%と最悪を記録しましたが、警察による取締の強化や地域における防犯の取組等により、平成15年以降、犯罪情勢は改善傾向に転じ、平成19年は、刑法犯認知件数が112,529件（対14年 約41%減）、検挙率が39.8%（対14年+20.6ポイント）と大幅に改善しました。

しかしながら、平成20年中の刑法犯認知件数は、平成19年と比較すると若干増加しており、殺人、強盗、放火、強姦、略取・誘拐、強制わいせつなどの重要犯罪の認知件数は、若干減少したものの、昨年1年間で991件と、依然として多発しています。また、同じく平成20年中の交通事故死亡者数は、戦後最低を記録しましたが、189人もの方が死亡されるなど、未だ厳しい情勢にあり、誰もがこのような犯罪等の被害者になり得る状況にあります。

なお、条例では、犯罪被害者等を「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者及びその家族又は遺族」と広範に捉えており、また、例えば性犯罪の被害者等で被害の届出をためらうケースがあると言われていていることなどを考慮すると、支援の対象となる犯罪被害者等は、ここで挙げた刑法犯や交通事故などの被害者にとどまるものではありません。



2 犯罪に対する県民の意識

平成20年7月に、県が平成20年度県政モニター400人を対象に実施した「県政モニター県政課題アンケート」において、犯罪に対する意識を調査したところ、犯罪がなく安心して暮らせることについて、「非常に重要だと思う」（89.8%）と「かなり重要だと思う」（9.6%）をあわせた〔重要だと思う〕が99.4%でした。

また、その一方、自分自身が犯罪に巻き込まれるかもしれない不安感について、「よくある」（12.1%）と「ときどきある」（60.5%）をあわせた〔ある〕（72.6%）が7割台でした。

● 県政モニター県政課題アンケート結果（抜粋）

○「あなたは犯罪がなく安心して暮らせることは重要だと思いますか。」に対する回答

区 分	回答数	回答率
非常に重要だと思う	318人	89.8%
かなり重要だと思う	34人	9.6%
どちらともいえない	1人	0.3%
さほど重要だと思わない	1人	0.3%
全く重要だと思わない	—	0.0%
合 計	354人	100.0%

○「あなたは、あなた自身が何らかの犯罪に巻き込まれるかもしれないという不安を感じることがありますか。」に対する回答

区 分	回答数	回答率
よくある	43	12.1%
ときどきある	214	60.5%
あまりない	86	24.3%
全くない	10	2.8%
無回答	1	0.3%
合 計	354	100.0%

3 犯罪被害者等の置かれた状況

犯罪被害者等は、命を奪われる、けがをする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的な被害だけではなく、「事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調」、「医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮」、「捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担」、「周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道による精神的被害」など、被害後生じる様々な問題に苦しめられます。（出典「警察による犯罪被害者支援（警察庁／HP）」）

なお、平成19年に、本県が、県内の犯罪被害者等を対象に実施した犯罪被害者等意識調査において、事件後の心境や状況を聞いたところ、事件直後（事件発生から概ね1か月）は、

- ・不眠、食欲減退などの症状が続いた(67.6%)
- ・事件に関連して医療費、交通費、裁判費用等の負担が生じた(56.8%)
- ・刑事手続について分からず不安だった(51.4%)

II 章 犯罪被害者等の置かれた状況と支援の取組

- ・警察などでの事情聴取が苦痛だった(43.2%)
- ・人目が気になり、外出できなくなった(37.8%)

が多く、次いで、

- ・事件後に困ったことなどを相談できる窓口がなかった
- ・マスコミからの取材で迷惑した
- ・収入が減って、生活していく上での不安があった

がいずれも32.4%と多くなっていました。

また、調査時点での心境や状況は、事件から一定期間が経過し、概ね各項目とも事件直後より少なくなっていますが、

- ・事件に関連して医療費、交通費、裁判費用等の負担が生じた(35.1%)
- ・収入が減って生活していく上での不安があった(27.0%)

が依然として多く、

- ・心身不調のため、医療機関で治療を受けた(21.6%)

が事件直後を上回っていました。

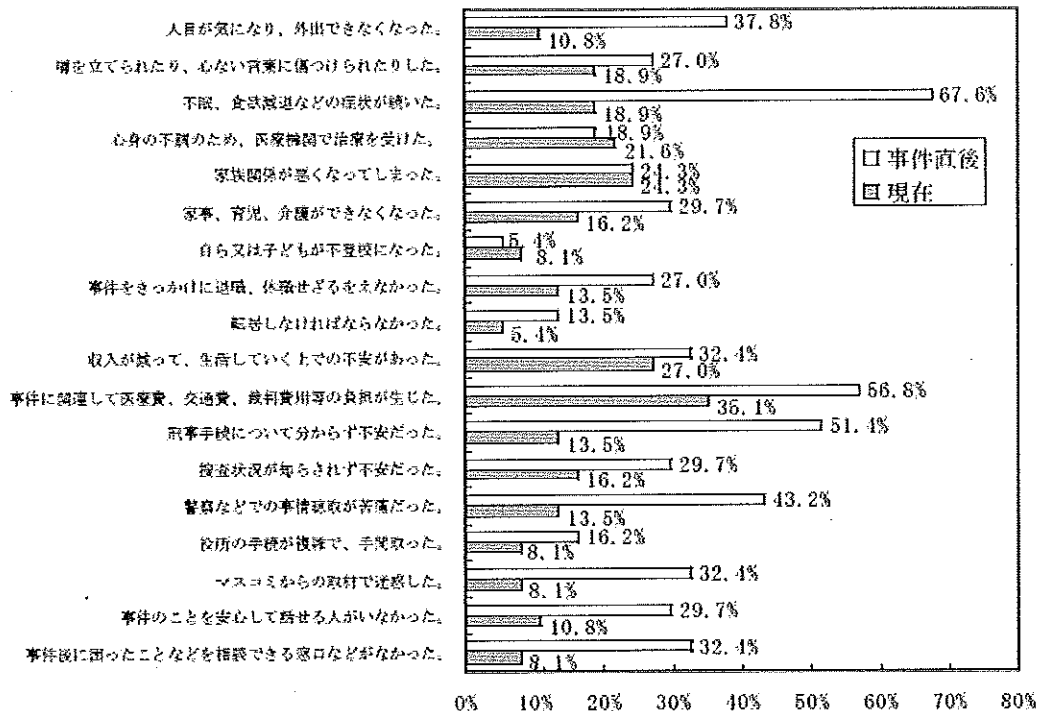
また、「家族関係が悪くなった」については、事件直後と同率の24.3%でした。

○犯罪被害者等意識調査について

事件直後、調査時点の各段階において、犯罪被害者等が必要と感ずる支援や地方公共団体に求める支援施策等を把握することを目的として、本県が平成19年9月に実施。

県警察本部被害者対策室及び特定非営利活動法人神奈川被害者支援センターを通じ、内諾を得られた犯罪被害者等(事件から概ね1か月以上経過した方)70人に調査票を郵送し、37人から回答を得た。(回収率 52.8%)

事件後の心境や状況



(出典：神奈川県犯罪被害者等意識調査)

4 これまでの犯罪被害者等支援の取組

(1) 国の取組

これまで、国では、主に次のような犯罪被害者等支援の取組を行ってきました。

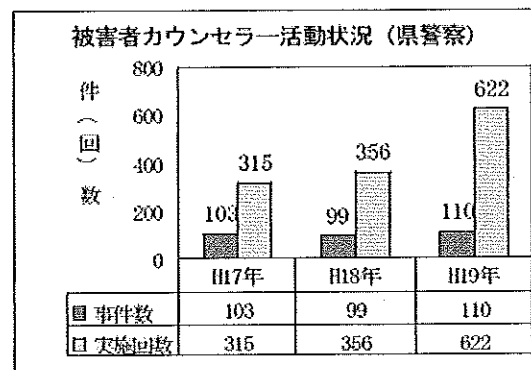
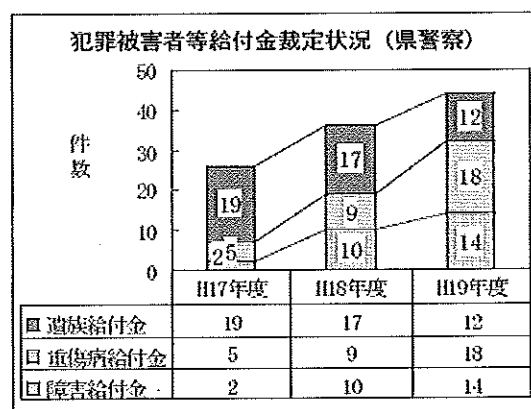
- ・ 昭和55年 「犯罪被害者等給付金支給法」制定（昭和56年1月施行）
※ 改正により、現在の法律名は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」
- ・ 平成8年 警察庁における被害者対策要綱の策定
- ・ 平成11年 検察庁における被害者等通知制度の導入
- ・ 平成16年 「犯罪被害者等基本法」制定（平成17年4月施行）
※ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、総合的な支援を進める。
- ・ 平成17年 「犯罪被害者等基本計画」策定
※ 犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等支援施策を取りまとめる。
- ・ 平成19年 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」成立（平成20年12月施行）
※ 刑事裁判への被害者参加制度や刑事手続の成果を損害賠償請求に利用することができる制度の導入
- ・ 平成20年 「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」成立（平成20年7月1日施行）
※ 給付金額の引き上げ等を実施

(2) 県の取組

本県における犯罪被害者等への支援は、これまで警察本部が中心となり、犯罪被害者等給付金の支給事務や、民間支援団体とも連携を図りながら専門家によるカウンセリングを実施するなど、様々な支援を行ってきました。

そして、平成16年12月に制定した「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」に、県が犯罪被害者等に対して相談や情報提供を行うことを位置づけました。

また、平成18年度には、知事部局、警察本部、教育委員会などを含めた全庁体制で、県の犯罪被害者等支援施策について検討を行い、県が実施している施策のうち、

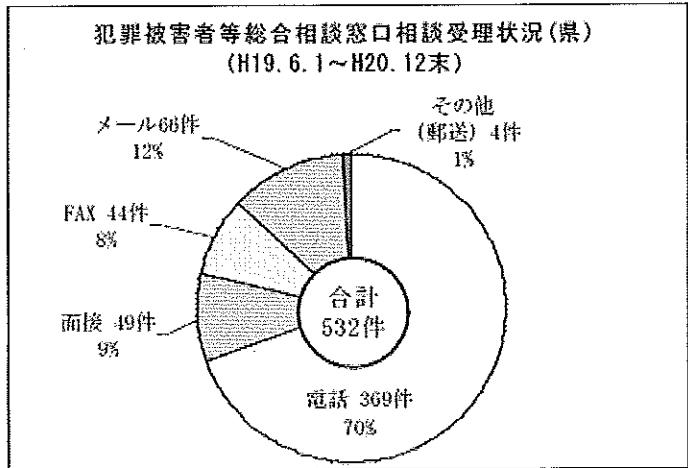


II 章 犯罪被害者等の置かれた状況と支援の取組

犯罪被害者等支援に資する施策・事業（104事業）を体系的に整理し、周知用パンフレットを作成・配布しました。

- そして、平成19年度には、
- ・ 犯罪被害者等のための総合相談窓口の設置
 - ・ シンポジウムや職員研修など、犯罪被害者等の置かれた現状や支援の必要性についての普及啓発

などを実施するとともに、支援施策の更なる充実とそれら支援施策を支える条例の制定について、有識者懇談会を設置して検討を行ってきました。



(3) 民間支援団体の取組

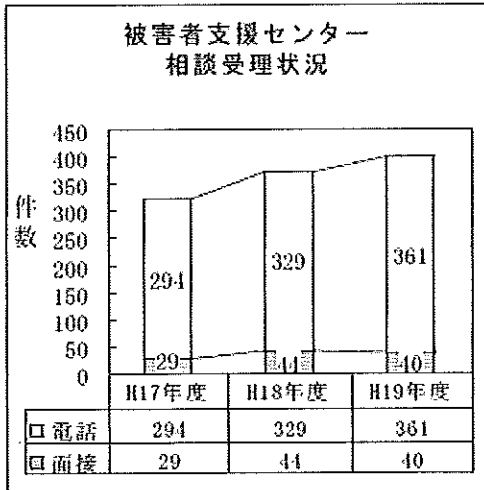
県内で犯罪被害者等支援に取り組む民間支援団体の代表的な組織としては、特定非営利活動法人神奈川被害者支援センター（以下「被害者支援センター」という。）が挙げられます。

被害者支援センターは、犯罪や事故・災害に巻き込まれた被害者やその家族・遺族の方々の「心のケア」等のサポートをするボランティア組織として、平成13年に設立されました。

そして、平成14年10月に、特定非営利活動法人格を取得し、神奈川県・神奈川県警・横浜弁護士会をはじめとする関係機関・団体と連携を図りながら、犯罪被害者等の抱える問題を軽減するため、電話相談、面接相談、自助グループ支援、警察署、裁判所への付添いといった直接支援を行ってきました。

なお、同団体は、平成19年6月に、国税庁長官より「認定特定非営利活動法人」としての認定を受けるとともに、平成20年3月には、神奈川県公安委員会から「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に定める「犯罪被害者等早期援助団体」※1の指定を受けています。

その他、県内では、自助グループ※2が犯罪被害者等からの相談を受けるなどの活動を行っています。



※1 犯罪被害者等早期援助団体

被害にあった直後から犯罪被害者等に対し、援助を適正・確実に行うことのできる民間団体として、都道府県公安委員会により指定される団体。

犯罪被害者等早期援助団体は、この指定を受けることによって、被害者の同意のもとに、警察から当該被害者等の情報提供を受けることができる。

※2 自助グループ

同様の被害体験を持つ被害者等が集い、互いの抱える困難や問題、悩みなどを話し分かち合うことで、その問題等の解決や克服を図ることを目的としたグループ

5 犯罪被害者等が必要とする支援と県民ニーズ等

(1) 犯罪被害者等が必要とする支援

本県が実施した犯罪被害者等意識調査や犯罪被害者等からの意見聴取結果から、犯罪被害者等は非常に多岐にわたる支援を必要としており、身近な自治体に対する支援の期待が大きいことが明らかとなりました。

① 犯罪被害者等意識調査結果

平成19年に、本県が実施した犯罪被害者等意識調査（5ページ参照）によると、事件直後及び調査時点までを通じて「必要」又は「どちらかといえば必要」と回答された支援内容は、

- ・精神的に支えてくれること（86.5%）
- ・経済的な援助（81.1%）
- ・捜査状況の連絡（81.1%）

が多く、次いで、

- ・刑事手続の説明（75.7%）
- ・相談相手（そばで話を聞いてくれること）（75.7%）
- ・裁判所への付添い（64.9%）
- ・警察への付添い（62.2%）
- ・病院への付添い（62.2%）

についても高い割合で必要と回答されました。

また、警察や県・市町村等公的機関に求める支援としては、

- ・総合的な窓口による支援（73.0%）
- ・総合アドバイザーによる支援（73.0%）
- ・支援機関・団体等の情報提供（70.3%）
- ・犯罪被害者等に対する理解の促進（67.6%）
- ・弁護士の紹介（67.6%）

が高い割合になりました。（※ 詳細は9ページ参照）

② 犯罪被害者等からの意見聴取

また、平成19年10月1日に開催した第3回有識者懇談会において、犯罪被害者等（交通事故被害者遺族、殺人事件被害者遺族）から、支援の必要性や望まれる支援内容についての意見聴取を行ったところ、意見の概要は、次のとおりでした。

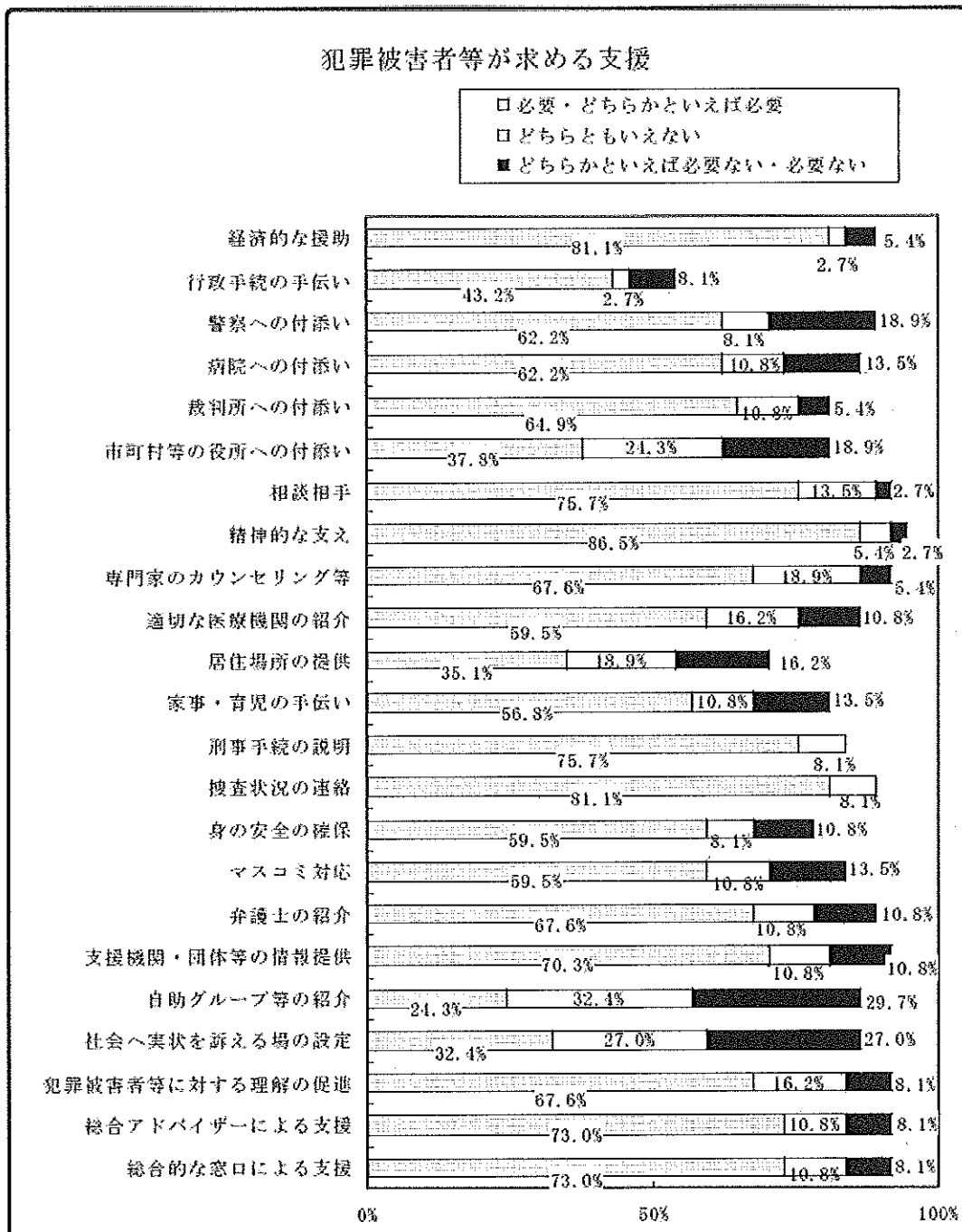
【支援全般についての意見】

- 犯罪被害者等支援は、破壊された日常生活を取り戻すための総合的な支援である。
- 犯罪被害者等がきめ細かな支援を受け、国や社会から見捨てられていないという実感を積み重ねていくことが、回復につながる。

【行政に望む具体的支援についての意見】

- きめ細かい支援
 - ・ 裁判所、警察、役所等への付添いや手続の代行
 - ・ 家事手伝い等日常生活の支援
 - ・ 経済的支援

- 二次被害の防止
 - ・ 多くの人に犯罪被害者等が置かれている状況を理解してもらう
広報啓発活動
- 人材育成
 - ・ 行政職員への研修
 - ・ 犯罪被害者等支援の専門家の育成
- 支援体制の整備
 - ・ 関係機関、団体との連携、ネットワークの構築
 - ・ 民間支援団体と自治体との実務的な連携
- 民間支援団体への支援
 - ・ 民間支援団体への人材派遣や財政的支援

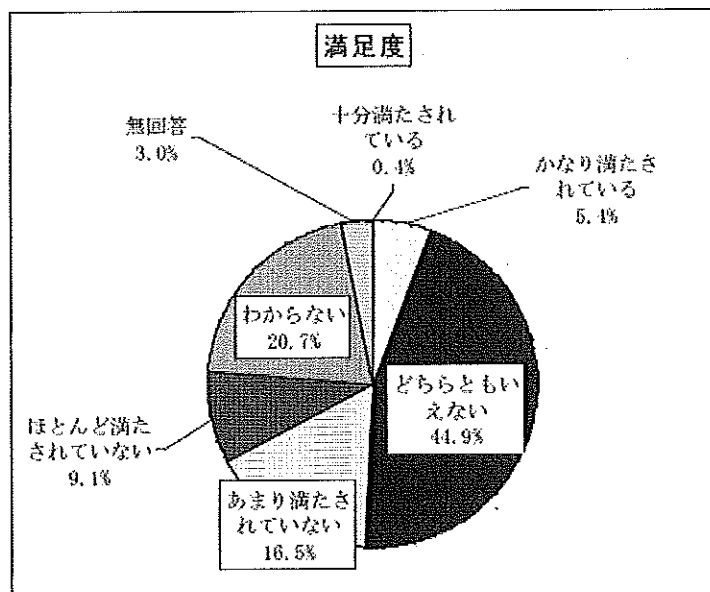
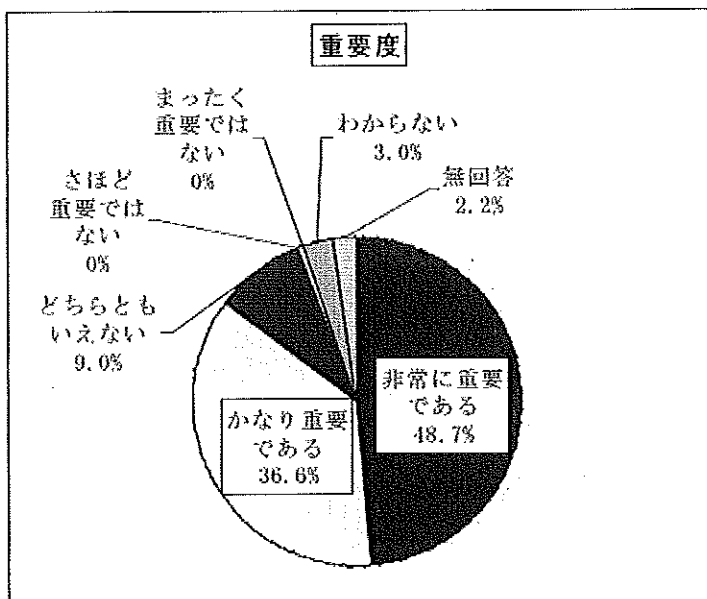


(2) 犯罪被害者等支援に対する県民の意識

平成19年度、県が実施した県民ニーズ調査において、県の施策についての重要度と満足度を調査したところ「犯罪の被害にあった場合の支援施策・事業が充実していること」という項目に対しては、「非常に重要である」、「かなり重要である」と回答した人が85.3%であり、重要と意識している県民が多数でした。

その一方、この項目に対する満足度は、「十分満たされている」、「かなり満たされている」と回答した人が5.8%と少数でした。

また、「どちらともいえない」と回答した人が44.9%、「わからない」と回答した人が20.7%と多いことから、犯罪被害者等支援に関する情報が少なく理解が十分でないことも推察されます。



[県民ニーズ調査]
 平成19年8月～9月、本県が実施、調査対象は、県内在住の満20歳以上の男女（外国籍県民を含む。）3,000人。回収率は51.2%。

(3) 有識者懇談会からの提言

「神奈川県犯罪被害者等支援に関する有識者懇談会」（座長：中央大学法科大学院・法学部 椎橋 隆幸教授）では、平成19年6月の設置以降、約1年をかけ、犯罪被害者等の意見等の把握に努めながら議論を行い、県の取り組むべき支援施策と条例の基本的考え方についての提言をまとめ、平成20年5月26日に県に提出しました。

犯罪被害者等支援を進める上で、地方自治体の果たすべき役割は極めて大きく、神奈川県として、今後より一層の施策の充実を図るべきであり、さらには、支援施策を総合的に推進する拠り所となる条例を制定する必要がある。

【県が支援を進める上での目的、基本方針について】

〔目的〕

- 犯罪被害者等の受けた被害の早期軽減・回復
- 犯罪被害者等を温かく支える地域社会づくり
- 県民生活の安全・安心のさらなる増進

〔基本方針〕

- 犯罪被害者等の立場に立った支援
- 全ての県民の理解、配慮、自発的支援の促進
- 行政、県民、事業者、民間支援団体等の連携協働
- 「犯罪のない安全・安心まちづくり」の取組との連携

【県として取り組むべき支援施策について】

- 日常生活の回復に向けたきめ細かい支援メニューの提供
 - ・ 生活資金貸付
 - ・ 居住（避難）場所の提供
 - ・ 支援に精通した弁護士による法律相談の充実
 - ・ 精神的カウンセリングの充実、生活支援の実施 等
- 支援体制の構築
 - ・ 総合的支援体制の整備
 - ・ 支援機関ネットワークの構築
 - ・ 民間支援団体への援助 等
- 普及啓発
犯罪被害者等の現状と支援の必要性等に関するきめ細かな普及啓発の実施
- 人材育成
犯罪被害者等支援を担う専門人材の育成、職員研修の充実 等
- 推進体制の整備
防犯の取組と連携した普及啓発など、犯罪被害者等支援推進体制の整備 等
- 地域における支援活動の推進等
地域の自主防犯活動団体等への情報提供の充実による支援活動の推進 等

【条例制定の必要性及び条例に盛り込むべき事項について】

〔条例の必要性〕

犯罪被害者等支援を推進する上での目的や基本的考え方を広く県民に示すとともに、基本法を補完して、県・県民・事業者・民間支援団体の担うべき役割や責務を明確にし、多岐にわたる支援施策を総合的・計画的に推進していくためには法的根拠が必要であり、県として犯罪被害者等支援に関する条例を制定する必要性は極めて高い。

〔条例に盛り込むべき事項〕

- 目的
- 基本理念
- 責務
- 基本的施策
- 計画の策定
- 財政上の措置 等

○ 有識者懇談会について

名 称…神奈川県犯罪被害者等支援に関する有識者懇談会

所掌事務…犯罪被害者等支援に関する県の主要施策の検討及び犯罪被害者等支援条例（仮称）の検討に関すること。

設置期間…平成19年6月4日から平成20年5月31日まで

委 員…中央大学法科大学院・法学部教授 椎橋 隆幸氏ほか13名

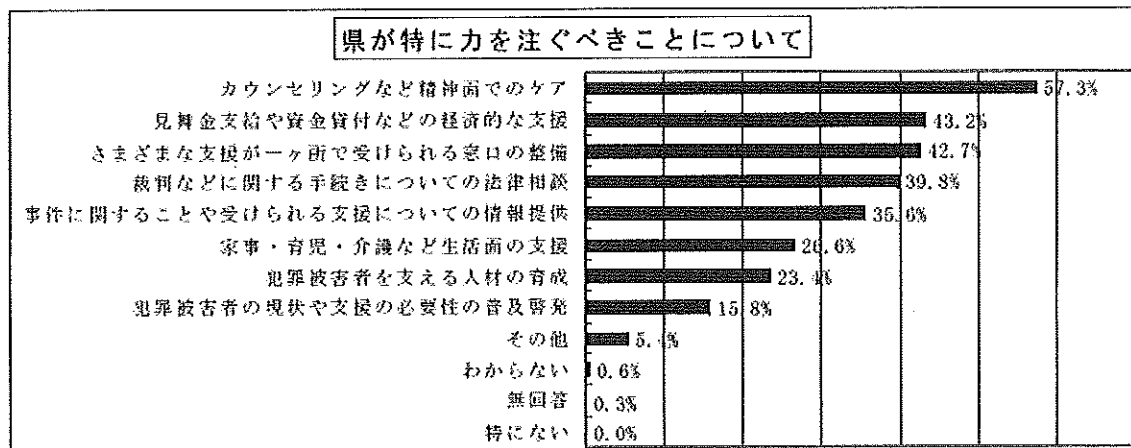
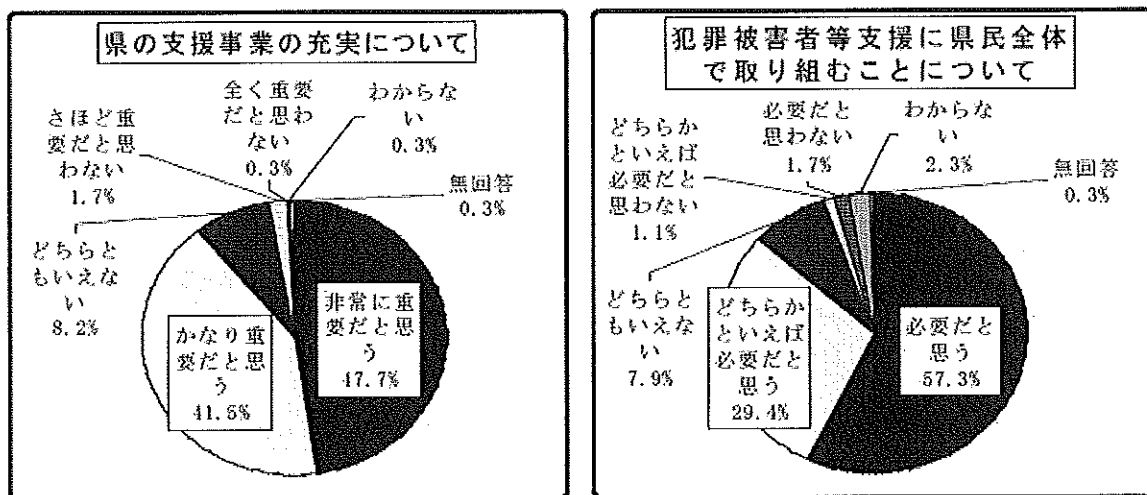
Ⅱ章 犯罪被害者等の置かれた状況と支援の取組

●参考－県政モニター県政課題アンケート結果

平成20年7月に、県が平成20年度県政モニター400人を対象に実施した「県政モニター県政課題アンケート」において、犯罪被害者等支援に関する意識を調査したところ、県が支援事業の充実を図ることについて、「非常に重要だと思う」（47.7%）と「かなり重要だと思う」（41.5%）をあわせた〔重要だと思う〕（89.3%）が約9割でした。

なお、支援の充実を図る上で、県が特に力を注ぐべきことについては、「カウンセリングなど精神面でのケア」（57.3%）が5割台で最も多く、「見舞金支給や資金貸付などの経済的な支援」（43.2%）と「さまざまな支援が一ヶ所で受けられる窓口の整備」（42.7%）が4割を超えました。

また、犯罪被害者等の支援に県民全体で取り組むことについては、「必要だと思う」（57.3%）と「どちらかといえば必要だと思う」（29.4%）をあわせた〔必要だと思う〕（86.7%）が8割台でした。



○ 県政モニター県政課題アンケートについて

対 象…平成20年度県政モニター 400人

実施期間…平成20年7月11日（金）～7月24日（木）

回収状況…県政モニター400人のうち354人から回答（回収率は88.5%）

テ ー マ…「犯罪被害者への支援について」

Ⅲ章 基本目標

条例を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標として、次の2つの「基本目標」を設定します。

なお、この基本目標は、計画期間の5年間にとどまらず、より長期にわたり、犯罪被害者等支援を行ううえでの目標となります。

1 犯罪等により壊された日常生活の早期回復

思いがけず犯罪等の被害に遭い、精神的、身体的に、また生活面においても非常に厳しい状況に置かれている犯罪被害者等が、一刻も早く平穏な日常生活を取り戻せるよう、犯罪被害者等の受けた被害をできる限り早く軽減し、回復することを犯罪被害者等支援を進める上での最も基本的な目標として位置づけます。

2 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

多くの犯罪被害者等が近隣や、職場、学校など日常生活、社会生活を送る中で、周囲の無理解や心無い対応に苦しめられ、社会的に孤立してしまうことも少なくないという状況があり、こうした精神的被害、いわゆる二次被害が非常に深刻であると言われていています。

そこで、こうした二次被害をなくし、県民全体で犯罪被害者等を温かく支える地域社会の形成を目標として位置づけます。

IV章 神奈川県における犯罪被害者等支援施策・事業

条例を踏まえ、計画の基本目標である「犯罪等により壊された日常生活の早期回復」と「犯罪被害者等を支える地域社会の形成」を目指して、基本的な施策を次の6つの柱に体系的に整理して、犯罪被害者等支援に取り組みます。

なお、有識者懇談会や犯罪被害者等の意見を踏まえ、平成21年度以降、充実していく支援事業を重点的取組と位置づけて実施します。

1 総合的支援体制の整備

[現状と課題]

犯罪被害者等が抱える問題は、受けた被害や生活の態様などにより様々で、住宅、雇用、保健福祉、教育など、幅広い分野での支援が必要になります。

現在、県、警察、民間支援団体、弁護士会、法テラスなど、支援に関係する機関が連携した支援に努めていますが、犯罪被害者等からは、

- ・ 必要とする支援がどこで受けられるのかわからない
- ・ 事件後のショックによる茫然自失状態の中で、必要な支援を自ら求めることが難しい
- ・ 支援を受けるために、自らがそれぞれの機関に出向き、つらい事件の内容を何度も説明しなければならない

といったご意見が多く寄せられており、そうした中で、支援が途切れてしまう、適切な支援が受けられないといった、大変厳しい状況に置かれています。

このような現状から、各支援関係機関がより緊密な連携のもとに犯罪被害者等が必要とする支援を一つの窓口で一元的かつ途切れなく提供するための体制を整備することが重要となります。

[5年間で目指すこと]

犯罪被害者等が必要とする多岐にわたる支援を一つの窓口で、一元的に、途切れなく提供するための「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を整備し、具体的な支援や積極的なPRに取り組むことにより、県の犯罪被害者等支援の中核施設として広く県民に認知され、犯罪被害にあった場合に誰もが、安心、信頼して活用できる施設としていきます。

[支援施策・事業]

重点的取組

① かながわ犯罪被害者サポートステーションの設置・運営

犯罪被害者等が自ら様々な機関に足を運んだり、何度も説明することなく、事件後の初期的支援から、中長期的支援に至るまで、一つの窓口で必要とする情報や支援を一元的に受けられることができる「場」として、本県の犯罪被害者等支援の中核となる「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（以下「サポートステーション」という。）を設置します。

なお、犯罪被害者等のニーズに合った支援を進めるうえで必要不可欠な民間支援団体を協働のパートナーとし、県の支援と民間支援団体の支援をあわせて提供できるようにするための根拠として、民間支援団体を条例に位置付け、

- ・ 初期的支援を行う「県警察」
 - ・ 中長期的な生活支援や支援関係機関との連携等を担う「県」
 - ・ 行政では対応できない迅速で柔軟な支援を担う「民間支援団体」
- の三者が常駐し、犯罪被害者等が必要とする支援を各々の専門性やノウハウを活かしながら、総合的にきめ細かく提供していきます。

また、サポートステーションについて、推進体制などを通じて、「犯罪被害にあったら、まず警察かサポートステーションに！」といった分かりやすいキックフレーズ等による効果的なPRを実施します。

〔設置場所：かながわ県民センター14階〕

② 緊急支援態勢の整備

県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大事案が発生した場合において円滑な支援ができるよう、サポートステーションを中心に、関係機関と連携した緊急支援態勢を整備します。

【緊急支援態勢】

秋葉原無差別殺傷事件のような死傷者が一度に発生する事案発生時に民間支援団体、事案発生地の市町村、弁護士会、臨床心理士会など、支援関係機関との連携のもと、事案発生直後における被害者への支援情報の提供やカウンセリングなど、メンタル面の支援や、ニーズに応じた病院等への付添いなどの支援を行います。

〔計画期間内に検討を進める事項〕

- ① 犯罪被害者等のニーズを定期的に把握しながら、サポートステーションにおける総合的支援の更なる充実に向けた検討を行っていきます。
- ② サポートステーションにおいて、支援を総合的にコーディネートする人材の長期的な育成・確保の手法について検討します。

2 支援関係機関との連携

〔現状と課題〕

犯罪被害者等支援に関係する機関は、県、警察、民間支援団体のほか、国の機関、市町村、福祉関係団体、弁護士会、法テラスなど、多岐にわたりますが、「1 総合的支援体制の整備」で述べたように、犯罪被害者等がつらい思いをすることなく、必要とする支援を一つの窓口で一元的かつ途切れなく受けれるようにするためには、犯罪被害者等がどの支援機関に相談したとしても、県のサポートステーションにつながるという、支援関係機関の緊密なネットワークを構築することが重要です。

また、連携した支援を行う際には、当然、犯罪被害者等の個人情報を取り扱うこととなりますが、各支援関係機関においては、「神奈川県個人情報保護条例」等に基づき、その取扱を適正に行う必要があります。

[5年間で目指すこと]

サポートステーションを中心とした、県内の犯罪被害者等支援関係機関のネットワークを構築し、犯罪被害者等が初めに接触した機関がどこであろうとも、多岐にわたる支援が途切れなく受けられるようにします。

[支援施策・事業]

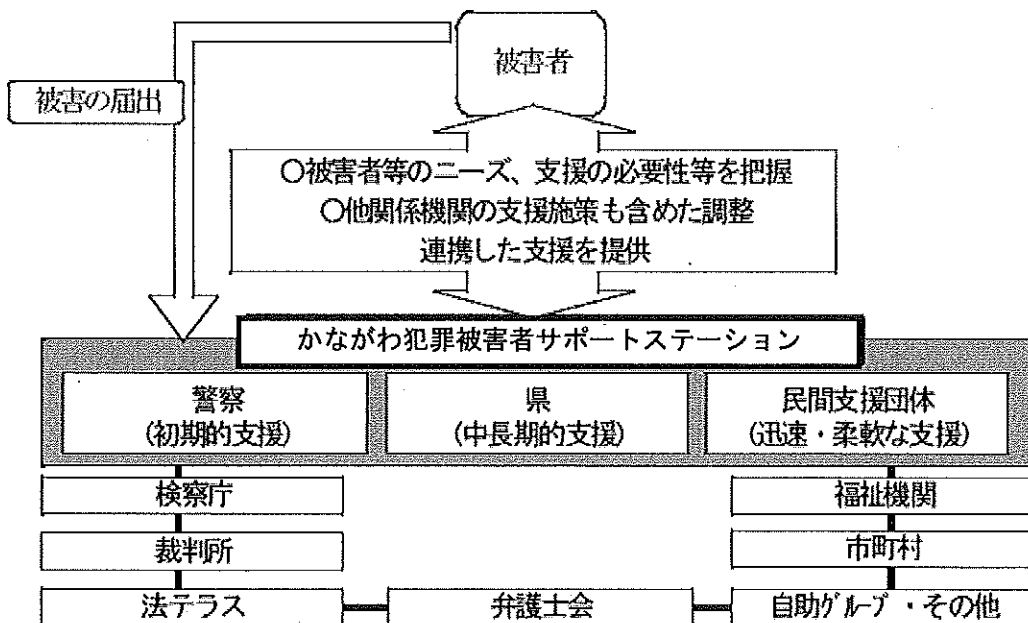
重点的取組

① 支援関係機関ネットワークの構築

犯罪被害者等に支援を提供する機関相互の情報共有を進めるとともに、犯罪被害者等へ個別具体の支援を提供するに当たり、必要に応じて、支援調整会議を開催し、どの機関を起点としても、必要な支援を提供できる「支援関係機関ネットワーク」を構築します。

なお、ネットワーク構築に当たっては、それぞれの関係機関において支援施策の中心となる担当者間で、お互いの顔が見える体制づくりを進めます。

(支援関係機関ネットワークによる総合的支援提供のイメージ)



② 犯罪被害者等支援施策集（仮称）の作成と活用

支援関係機関ネットワークに参加する機関・団体等と連携して、県内で受けることのできる犯罪被害者等支援施策を分かりやすく1冊に取りまとめた「犯罪被害者等支援施策集（仮称）」を作成し、犯罪被害者等に対する情報提供などに活用します。

③ 犯罪被害者等支援関係機関・団体連絡会等の開催

配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪、被害少年、交通事故など、各種相談窓口の相談員による「犯罪被害者等関係機関相談員等連絡会（仮称）」を開催し、支援に係るスキルアップを図るなど、連携体制の充実を進めます。

④ 個別専門的な支援体制との連携

支援関係部局等と連携を図りながら、犯罪被害者等のニーズに沿った支援を提供します。

[個別専門的な支援体制とその概要]

配偶者暴力被害への対応	<p>○ 県配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者暴力に関する相談に応じるほか、自立をサポートする相談も行います。</p> <p>また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、被害者等に対する保護、自立支援などを行っています。</p> <p>○ 警察において、配偶者から暴力が行われていると認められるときは、暴力の制止・検挙、被害者の保護等に当たるとともに、被害を自ら防止するための援助を行います。</p> <p>また、保護命令発令後、被害者に対する防犯指導を行うとともに、加害者に対する命令遵守の指導を行います。</p>
ストーカー被害への対応	被害者からの相談や警告等の申出を受け、ストーカー規制法に基づく検挙措置又は行政措置としての警告を行うとともに、被害を自ら防止するための援助を行います。
電車内痴漢等迷惑行為への対応	電車内痴漢等迷惑行為相談所において、主に女性警察官が痴漢等に関する相談に応じます。
性犯罪被害への対応	<p>性犯罪110番において、性犯罪（強姦、強制わいせつ等）の被害女性の相談に、女性警察官が同性の立場で応じます。</p> <p>また、女性警察官を性犯罪捜査員として育成・登録し、運用することで、被害者等の二次被害の緩和を図り、精神的被害の早期回復を図ることを目的として、各種支援を行います。</p>
セクシュアルハラスメント被害への対応	「セクシュアルハラスメント相談」において、職場、学校、地域などで性的な嫌がらせに悩んでいる方からの相談に応じます。
交通事故被害への対応	<p>○ 警察本部交通相談センターにおいて、交通事故に関する相談に応じます。</p> <p>○ 神奈川県交通事故相談において、交通事故に関する損害賠償、示談、保険の請求等に関する相談に応じます。</p>

<p>悪質商法被害への対応</p>	<p>悪質商法110番において、投機的な取引に消費者を誘い込み金銭をだまし取る事犯や粗悪な商品を高額で売りつける「悪質商法事犯」の相談に応じます。</p>
<p>暴力団被害への対応</p>	<p>暴力団からの不当要求拒絶コールにおいて、暴力団等に関する困りごとや被害などの相談に応じ、被害回復交渉についての助言等の援助を行います。 また、(財)神奈川県暴力追放推進センターや横浜弁護士会と連携し、事案の内容に応じて適切な解決がなされるような支援を行います。</p>
<p>被害少年への対応</p>	<p>相談電話「ユーステレホンコーナー」において、少年の非行問題、いじめ、犯罪被害等に関する相談に応じます。</p>
<p>児童虐待への対応</p>	<p>かながわ子ども虐待ナイトラインにおいて、夜間の虐待通告に応じます。 また、子ども・家庭110番を設置し、専門の電話相談員による子どものための電話相談を行います。</p>
<p>いじめへの対応</p>	<p>県立総合教育センター内の「教育相談センター」において、学校教育、家庭教育、いじめなど様々な相談に応じ、本人、保護者、教員等を支援します。 また、いじめ110番を設置して、24時間体制で、子どものためのいじめ電話相談を行います。</p>

⑤ 再被害防止等に向けた関係機関との連携強化

a DV対策推進会議の開催

地方法務局、県警察、市町村、弁護士会、医師会、民間団体等の関係機関・団体とDV被害者に対する総合的な支援策及びDVの防止についての協議等を行い、県内のDV対策を総合的に推進します。

b 要保護児童対策地域協議会の運営支援

児童虐待の早期発見、早期対応、再発防止等のための地域の連携強化等を目的として、主に学校、保育所、警察、保健、医療機関、民生児童委員などで構成される「要保護児童対策地域協議会」の運営支援を行います。

c 「学校・警察連絡協議会」の設置

児童・生徒の健全育成を目的として、学校・警察が相互に連携し、情報交換等を行うために「学校・警察連絡協議会」を各警察署に設置しています。

⑥ 民間支援団体等への活動支援

a 関係団体に対する活動支援

多くの犯罪被害者等が必要な支援を受けられることができるよう、犯罪被害者支援に取り組む民間支援団体や自助グループ等に対して、情報提供や活動場所の提供などの支援を行います。

b 児童虐待防止等に関する活動支援

児童虐待防止活動や被害者等支援を行う民間団体等が行う研修等に対し、依頼に応じて、児童相談所職員やこども医療センター職員などの専門家を講師として派遣します。

c DV被害者支援に関する活動支援

DV被害者の自立支援を行う民間団体のスタッフの養成や、同伴児保育、就労支援などの活動を補助します。

⑦ 被害者等の個人情報に対する適切な取扱い

a 支援関係機関ネットワークにおける個人情報の適正な取扱い

支援関係機関ネットワークにおいて、支援を行うに当たり、「神奈川県個人情報保護条例」等に基づき、個人情報の適切な取扱いを実施します。

b 病院等における個人情報の保護

病院等への立入検査時などに、「個人情報保護法」に基づき、被害者のみならず一般の患者に関する個人情報の適切な取り扱いについて確認等を行います。

c 報道機関への公表内容についての配慮

事件・事故の報道機関への発表に際して、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。

〔計画期間内に検討を進める事項〕

- ① 支援関係機関ネットワークにおいて、連携の強化とあわせ、事例研究やワークショップ等を取り入れた勉強会の定期的な開催など、ネットワーク参加機関の実務担当者が相互に知識や技能の向上を図っていく手法を検討し、実施します。
- ② 市町村に対して、サポートステーションにおける連携した支援の提供、支援に精通した弁護士や臨床心理士等専門家による支援の提供、人材の育成、職員研修、情報の提供などの支援を行うことにより、市町村における犯罪被害者等支援の更なる促進を図ります。

3 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供

〔現状と課題〕

犯罪被害者等は、平穏な日常生活を送る中、思いがけず犯罪等に遭ったことで、直接的な被害に加え、事件による精神的ショック、身体的不調、医療費や生活費などの経済的問題、さらには、不慣れな刑事手続や裁判への対応、住居、雇用など、様々な問題に悩まされ、多くの犯罪被害者等が日常生活に支障をきたしています。

こうした状況の中、本県が支援施策を進めるに当たっては、犯罪被害者等の壊された日常生活を取り戻すための支援を提供するという視点を持って、犯罪被害者等が必要とする多様な支援をきめ細かく用意する必要があります。

〔5年間で目指すこと〕

犯罪被害者等の日常生活の回復に寄与するための支援施策・事業を支援メニューとしてきめ細かく用意し、民間支援団体と協働・連携して、犯罪被害者等が被害の様態やそれぞれの状況に応じて、必要とする支援を必要な時に受けられるようにします。

また、多様な支援人材を活用していくシステムをつくります。

(1) 経済的負担の軽減

犯罪被害者等は、被害に遭ったことで、医療費や司法手続に関する経費等予期しない負担を余儀なくされたり、生計の担い手が被害を受けたことにより収入が途絶・減少することなどから、経済的に困窮することが少なくありません。

現在、犯罪被害者等への経済的支援として「犯罪被害給付制度」がありますが、事件内容や加害者との関係など、様々な審査を必要とすることから、支給までに長期間を要するケースが多く、当座の生活資金に困窮する犯罪被害者等の負担を軽減するものとしては、十分とは言えません。

また、生活保護や福祉施策による生活福祉資金貸付制度なども、低所得者や障害者、高齢者等の世帯を対象とした制度設計になっており、犯罪被害者等であることをもって対象とはならないことから、犯罪被害者等にとって必ずしも活用しやすい制度とは言い難い現状にあります。

こうした状況を踏まえ、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するための施策を充実させていく必要があります。

[支援施策・事業]

重点的取組

① 生活資金貸付の実施

当座の生活資金に困窮する犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、被害に遭ったことで生ずる医療費などの不測の経費等について貸付を行います。

② 事情聴取時にかかる旅費の支給

犯罪被害者等が警察の事情聴取等の要請に応じる際の交通費を支給します。

③ 犯罪被害給付制度の周知等

犯罪被害給付制度の周知徹底に努めるとともに、申請対象となる犯罪被害者等に対する適切な教示と迅速な裁定に努めます。

④ 弁護士による法律相談の実施 [再掲：IV 3-(2)]

⑤ 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施 [再掲：IV 3-(4)]

⑥ 緊急避難場所（ホテル等）の提供 [再掲：IV 3-(5)]

⑦ 司法解剖時の遺体搬送費・修復費に対する経費の負担

犯罪等の被害を受け亡くなった方の司法解剖を行う際に、遺体搬送費、修復費を一部負担します。

⑧ 性犯罪被害者の緊急避妊等に対する経費の負担

性犯罪被害を受けた方に、緊急避妊措置料、検査料等を一部負担します。

⑨ 交通遺児等に対する授業料（学費）の免除・軽減

a 県立高等学校及び県立中等教育学校授業料等免除制度

県内の県立高校及び県立中等教育学校に在学し、要件を満たす交通遺児等の保護者の学費負担を免除します。

また、交通遺児等以外についても、所得等の要件を満たせば軽減の対象となります。

b 私立高等学校等生徒学費補助制度

県内の私立高校等（高等学校・中等教育学校後期課程・専修学校高等課程）に在学し、要件を満たす交通遺児等の保護者の学費負担を軽減します。

また、交通遺児等以外についても、所得等の要件を満たせば軽減の対象となります。

(2) 弁護士等による相談体制の充実

犯罪被害者等は、事件等発生直後から、被害届の提出や警察での事情聴取、刑事裁判への参加など、様々な形で刑事手続きに関与することになります。

また、加害者に対する損害賠償請求等の民事手続きにかかわることもあり、その課程においては、弁護士等の専門家による法的支援が極めて重要となります。

さらに、犯罪被害者等が抱える法的問題は、被害を受けたことに起因する転居や退職、相続など、極めて多岐にわたり、これらにかかる法律問題に対する相談のニーズは高いものの、費用面の心配等もあって、弁護士等への相談をためらう場合が少なくありません。

こうした現状を踏まえると、犯罪被害者等に対する法律相談の門戸を広げていく必要があります。また、相談に当たっては、犯罪被害者等支援に精通している弁護士による対応が不可欠です。

[支援施策・事業]

重点的取組

① 弁護士による法律相談の実施

犯罪被害者等に対する支援を積極的に行っている横浜弁護士会と連携を図り、犯罪被害者等が抱える法的問題について、犯罪被害者等が安心して相談できる無料法律相談を実施します。

② 刑事手続等の適切な情報提供

a 「被害者の手引」の配付

被害の態様に応じて、今後の捜査の流れや各種相談窓口を紹介する冊子「被害者の手引」を作成し、被害者に配付します。

b 捜査状況、被疑者の検挙状況等の情報提供

被害者等の心情に配慮して定めた「被害者連絡制度」に基づき、被害者等に対し、捜査上支障のない範囲内で捜査状況、被疑者の検挙状況等の連絡を行います。

c 法テラス等と連携した情報提供

刑事・民事の裁判における裁判費用に困窮する犯罪被害者等の支援（被害者参加人のための国選弁護制度・民事法律扶助制度）の窓口である法テラスや司法機関と連携して、裁判に係る支援制度の情報提供を行います。

(3) 日常生活の支援

犯罪被害者等は、事件後のショックから茫然自失の状態であるにもかかわらず、不案内な刑事手続や行政などの各種手続きに追われるなど、その過程において様々な不安にさいなまれます。

また、通院や捜査協力などで、外出せざるを得ないことなどにより、家事や育児に手が回らない場合もあり、日常生活に大きな支障を抱えることとなります。

こうした状況の中で、犯罪被害者等に寄り添い、また、適切な生活支援を提供していくことが、犯罪被害者等のその後の立ち直りを図るうえにおいても大変重要です。

[支援施策・事業]

重点的取組

① 直接・生活支援の提供

犯罪被害者等が通院、捜査協力、公判、様々な行政手続きを円滑に行うことができるようにするとともに、それら被害を受けたことによる負担が日常生活に支障をきたさないようにするため、付添による直接支援や家事・育児の手伝い等の生活支援をノウハウのある民間支援団体と連携・協働して提供します。

② 支援ボランティア登録制度の実施

支援を担う人材の裾野を広げるとともに、犯罪被害者等のニーズに即応できるよう、直接支援や生活支援を行う支援ボランティアの登録制度を立ち上げ、支援を必要とする犯罪被害者等に対して支援ボランティアを派遣する仕組みを構築します。

③ 児童相談所（一時保護所）の支援体制の充実

心理職員を児童相談所へ配置し、被虐待児童への心理的ケアを行うとともに、教員OB等の学習指導員を配置し、学習支援を行います。

④ 女性保護施設における利用者の自立支援の推進

女性保護施設の利用者に対して、個々の状況に応じ、自立に向けた生活支援や就職支援などを行います。

(4) 心身に受けた影響からの回復

犯罪被害者等が抱える精神的被害は甚大で、精神的被害回復のためには、早期に専門家が介入し、カウンセリング等の心理的支援を実施することがその後の早期回復や立ち直りを図る上で有益であり、早く対応すればするほどPTSD（心的外傷後ストレス障害）などを軽減することが可能であるといわれています。

しかしながら、費用の心配などから、早期に適切なケアを受けず、精神的被害の回復に数年を要し、日常生活に支障をきたしている犯罪被害者等がいることも事実であり、カウンセリング等の心理的支援の充実が必要です。

〔支援施策・事業〕

重点的取組**① 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施**

犯罪被害者等が受けた精神的被害から一刻も早く回復できるよう、犯罪被害者等へのカウンセリング事業のノウハウのある民間支援団体と連携・協働し、カウンセリング等の心理的支援の充実を図ります。

また、必要に応じて適切に精神科医につないでいけるよう関係機関や精神科医との連携の強化を図ります。

② 被害者等に対する適切な医療機関等の情報提供

a 医療機関情報等の提供

保健福祉事務所及び精神保健福祉センターでは、被害者等から相談があった場合、随時相談に応じ、必要な医療機関等の情報を提供します。

b 自助グループの紹介

民間被害者支援団体を通じ、被害者等が同じような苦しさ、つらさを抱えた者同士が、互いに語り合う中で、互いを支えあって行くことを目的として集う自助グループを紹介します。

③ 迅速かつ適切な救急医療の提供

総合的な救急医療体制を整備し、県民に対して適切な救急医療を提供します。

④ 少年等への相談、精神的ケアの充実

a 被害少年に対する相談、支援

臨床心理士等の資格を有する少年相談員や、少年警察ボランティアとして活動する被害少年サポーターが、福祉犯罪等で被害にあった少年（被害少年）の相談及び精神的ケアを行います。

b 児童相談所における心理的ケアの実施

被虐待児童に対して、児童心理司等によるカウンセリング等の心理的支援を行います。

c 学校内のカウンセリング体制整備に関する情報提供

人権教育研修会を通じて、学校内のカウンセリング体制の整備に関する情報を提供します。

d スクールカウンセラーによる学校内相談体制の整備

犯罪被害者等である少年を含む児童・生徒や保護者等の心の問題の解決を図るため、スクールカウンセラーを配置し、学校におけるカウンセリング体制の充実に努めます。

e スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携

関係機関との連携を図り、犯罪被害者等である少年を含む児童・生徒の置かれた環境に働きかけるなどの支援を行うため、社会福祉に関する専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置します。

f こども医療センターの母子保健室内への相談室の設置

受診患児とその家族に対し、療養、看護の指導・教育を行い、病気等の悪化防止、学校教育等の円滑な推進、生活環境改善など、よりよい生活と社会復帰

の促進のための支援を行います。

⑤ 高次脳機能障害があり生活に困難を生じている方への支援

神奈川県総合リハビリテーションセンターを高次脳機能障害に係る支援施設と位置づけ、「支援コーディネーター」を配置して専門的な相談や情報提供を行うとともに、「高次脳機能障害支援システム検討会」を設置し、障害者の日常生活を支えるために必要なサービス提供システムの構築を図ります。

注：高次脳機能障害とは、交通事故で脳損傷を受けたことなどによる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等を主たる原因として、日常生活及び社会生活への適応に困難を有する一群の障害

⑥ 児童虐待の防止、早期発見、早期対応の推進

a 学校における児童虐待防止、早期発見、早期対応のための体制整備の促進

各種研修会等を通して、各学校における被害少年のケアや児童虐待の防止、早期発見等のための情報を提供するとともに、被虐待児童の早期発見、早期対応のための体制の整備に努めます。

b こども医療センターにおける「児童虐待対策会議」などの開催

県立こども医療センターで、担当医師、看護師等による児童虐待対策会議を開催し、被虐待児童対応のための検討を行うとともに、被虐待児童と思われる児童の受け入れがあった場合には、緊急に「症例検討部会」を開催して対応を決定します。

c 子ども・家庭110番、かながわ子ども虐待ナイトライン

児童相談所では、専門の電話相談員による子どものための電話相談を行っています（子ども・家庭110番）。

また、夜間の児童虐待通告に対応しています。（かながわ子ども虐待ナイトライン）。

⑦ 里親制度の充実

被虐待児童を養育する里親の養成や研修を実施するとともに、里親登録数の拡大のためのPRを実施します。

⑧ 被害者等の心情を考慮した環境、施設の整備

a 被害者支援要員制度

支援が必要な殺人、性犯罪などの被害者等に対し、警察官の中から「被害者支援要員」を指定して、事件現場等における付き添い、相談の受理等の支援活動を行います。

b 被害者専用の事情聴取室の設置

被害者等の精神的負担や不安の軽減を図るため、各警察署における被害者専用の事情聴取室の設置を促進します。

c 被害者支援用車両の配置

各警察署での被害者等の移動時における精神的負担や不安の軽減を図るため、車内が見えにくいようフィルムを貼るなどした被害者支援用車両の配備を促進します。

(5) 一時的な住居の提供等

犯罪被害者等の中には、住居や住居周辺が事件現場となり、物理的または精神的に居住困難な状況になってしまったり、犯罪等の被害に遭ったことで生計維持が困難となり、従前の住居に居住できなくなる場合があります。

住居の問題は、生活の根幹に関わる問題であることから、このような犯罪被害者等に対しては、居住の安定に向けた支援施策が必要となります。

[支援施策・事業]

重点的取組

① 緊急避難場所（ホテル等）の提供

被害直後の避難場所として、被害の態様や再被害の恐れなどを考慮したうえで、犯罪被害者等の利便性に配慮したホテル等を提供します。

② 県営住宅の一時使用

犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、県営住宅への入居による支援を行います。

③ DV被害者等や被虐待児童の一時保護の推進

a DV被害者等及び人身取引被害者の一時保護

配偶者等の暴力により、その被害者及び同伴する家族が避難したい場合や人身取引の被害者について、保護施設において一時保護します。

b 児童相談所による一時保護（一時保護所等）

虐待されている児童を保護者から引き離す必要がある場合、一時保護所等において一時保護します。

[計画期間内に検討を進める事項]

- ① 警察の捜査に付随して犯罪被害者等の負担となっている費用について、さらに負担を軽減できるよう検討を進めます。
- ② 犯罪被害者等のニーズの把握と施策の見直しを定期的に行うなど、日常生活回復に向けたきめ細かい支援施策の充実に向けた検討を行います。
- ③ 民間資金（寄付）の活用など、社会全体で犯罪被害者等を支える仕組みを検討します。
- ④ 多様な人材を活用するシステムを構築するため、支援ボランティア登録制度の充実に向けた検討を行います。

4 県民・事業者の理解の促進

[現状と課題]

犯罪被害者等の多くが、周囲の無理解、配慮に欠けた言動や対応に苦しめられているという大変厳しい現状がありますが、こうした状況を改善するためには、一人でも多くの県民や事業者に、犯罪被害者の方々の置かれた状況や心情についての理解を広げ、犯罪被害者等を温かく支える地域社会や職場環境の形成を促進していくことが重要です。

[5年間で目指すこと]

あらゆる機会を使った積極的な普及啓発を行い、県民・事業者に犯罪被害者等の生の声を伝え、具体的な支援についての情報を提供し、それぞれが自らできる犯罪被害者等支援を考え、可能なものから着実に取り組んでいくといった環境づくりを進めることにより、二次被害のない地域社会の形成を図ります。

[支援施策・事業]

重点的取組

① 犯罪被害者週間における広報、啓発の推進

犯罪被害者等への理解を促進するために、推進体制を通じて、日常的に普及啓発を行うとともに、犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）にあわせ、犯罪被害者等の置かれた状況や支援の必要性について理解を深め、自らできる支援について考える契機となる「県民のつどい」や「犯罪被害者週間キャンペーン」を実施します。

② 犯罪被害者等理解促進プログラムの作成・活用

若年層に対して、犯罪被害者等の置かれた状況や支援の必要性について分かりやすく教え、考えさせるプログラムを開発し、くらし安全指導員が実施する防犯教室等で活用することにより、防犯と犯罪被害者等支援が一体となった効果的な普及啓発を行っていきます。

③ 犯罪被害者等理解促進キャラバンの実施

学校、地域、事業者団体と協働し、犯罪被害者等の生の声を伝えたり、上記プログラムを活用するなど、支援の取組を進めるための講座等を県内各地で実施します。

④ 様々な機会・媒体を用いた情報の提供

- a 児童虐待防止推進月間における広報、啓発事業の実施
児童虐待防止推進月間（11月）に、広報誌に児童虐待防止を呼びかける記事を掲載するとともに、児童虐待防止を啓発する講演会を開催します。
- b かながわ人権週間における広報、啓発事業の実施
かながわ人権週間（12月初旬）における「神奈川県人権啓発推進会議」が開催する「人権メッセージ展」で、犯罪被害者等の人権について理解を深めてもらえるような啓発事業を行います。
- c くらし安全指導員を活用した啓発の実施
くらし安全指導員による防犯教室等において、被害者等支援についての啓発や情報提供を行います。
- d ホームページ、地元FMラジオ、ミニコミ誌等の広報媒体を活用した支援情報の提供等
各種広報媒体を活用し、被害者等への支援情報の提供などを行います。
- e ホームページによる不審者情報等の提供
県警察のホームページで、子どもに対する声かけ事案など子どもの安全に関

わる情報を提供します。

f 女性に対する暴力をなくす運動の実施

11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、DV、性犯罪、売買春、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力をなくすため、啓発事業を行います。

⑤ 交通事故防止についての広報、啓発の推進

a 交通安全教室の実施

くらし安全指導員による幼児から高齢者までを対象にした交通安全教室を実施し、交通安全に対する意識を高めるとともに広報、啓発を行います。特に高齢者に対しては、市町村等との共催による参加体験型の“ヒヤリ体感”高齢者交通安全教室を行います。

b 交通安全視聴覚ライブラリーの設置

運転者の交通安全意識の高揚と交通ルールの遵守、正しい交通マナーの向上を図るため、ビデオテープ、DVD、交通安全映画フィルム（16ミリ）の学校、職場、自治会等への貸し出し（無料）を行います。

c 交通事故当事者の手記をまとめた冊子等を配布

交通事故の悲惨さについて理解を深めてもらうため、交通安全教室の参加者、各種講習の受講者等を対象に、交通事故当事者の手記をまとめた冊子等を配布します。

d 交通年鑑の発行

交通安全に係る基礎データを県民に提供し、交通事故の実態や交通安全運動の推進を図ります。

e 県ホームページにおけるデータの公表

県及び県警察のホームページで、高速道路等における交通死亡事故発生状況、交通事故発生状況を公表し、事故防止に関する啓発を行います。

⑥ 事業者・団体の理解の促進

a 推進体制を通じた事業者の理解の促進

犯罪被害者等支援を県民総ぐるみで取り組むための推進体制において、犯罪被害者等支援についての普及啓発を進めるとともに、参加事業者・団体それぞれが、どのような取組が可能か考える場を提供するなど、支援の輪を推進体制全体で広げていきます。

b 労働相談を通じた事業主の理解の促進

労働相談事業を通じて、国（公共職業安定所）が事業者に対して実施している、被害者を含む労働者の労働条件等雇用管理全般に関する理解の促進の取組みを紹介します。

c 労働紛争解決制度や総合労働相談コーナーの紹介

労働相談事業を通じて、国（厚生労働省）が行う犯罪被害者等に係る個別労働紛争解決制度や総合労働相談コーナーを紹介します。

⑦ 生命の大切さに関する教育の推進

a 児童・生徒に対して「心のノート」を配布

生命の大切さや人との関わり方等の教育に資するため県内の小・中学校の児童・生徒に「心のノート」を配布します。

b 児童・生徒の心に響く道徳教育の充実

県内の小・中・高校の中から、国の「道徳教育実践研究事業」（生命を大切に
する心や人との関わり合いをはぐくむ等実践研究）の「研究推進校」を指定
し、児童・生徒に対する命の大切さなどの道徳教育の充実を図ります。

c 体験活動の推進

県内の公立小・中学校の中から、県で「研究委託校」を指定し、自然体験や
ボランティア活動などの社会体験等、児童・生徒の心に響く体験活動を推進す
る上で、豊かな人間性や社会性などをはぐくむ教育の推進を図ります。

d 家庭教育学習資料の作成、配布

家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック・すこやか」を作成・配布し、命
の大切さや思いやり等に関する家庭教育の推進を図ります。

e 家庭教育情報提供番組の制作

幼児から中学生までの子どもを持つ保護者等を対象として、家庭教育情報提
供番組「すこやかファミリー」を制作し、インターネットでの動画配信や番組
ビデオの貸し出しを行い、家庭教育の推進を図ります。

⑧ 人権教育の推進

a 人権教育研修会の実施

市町村職員、公私立学校の教職員などを対象として実施する人権教育研修講
座等の際に、犯罪被害者等の人権問題を含めた教育を推進します。

b 人権教育関係の冊子等の作成、配付

教職員一人ひとりが犯罪被害者等の人権問題を含めた人権尊重の理念、人権
教育の意義やねらいについて正しく理解し、学校における人権教育を推進す
るため、「人権教育ハンドブック」を県立学校及び公立小・中・特別支援学校(政
令市を除く)の教員に配付します。

⑨ 犯罪防止教育の推進

a 犯罪防止教育に係る情報提供

私立学校設置者や学校の教職員を対象として開催する研修会等において、犯
罪防止教育に係る情報提供を行い、犯罪の未然防止を図ります。

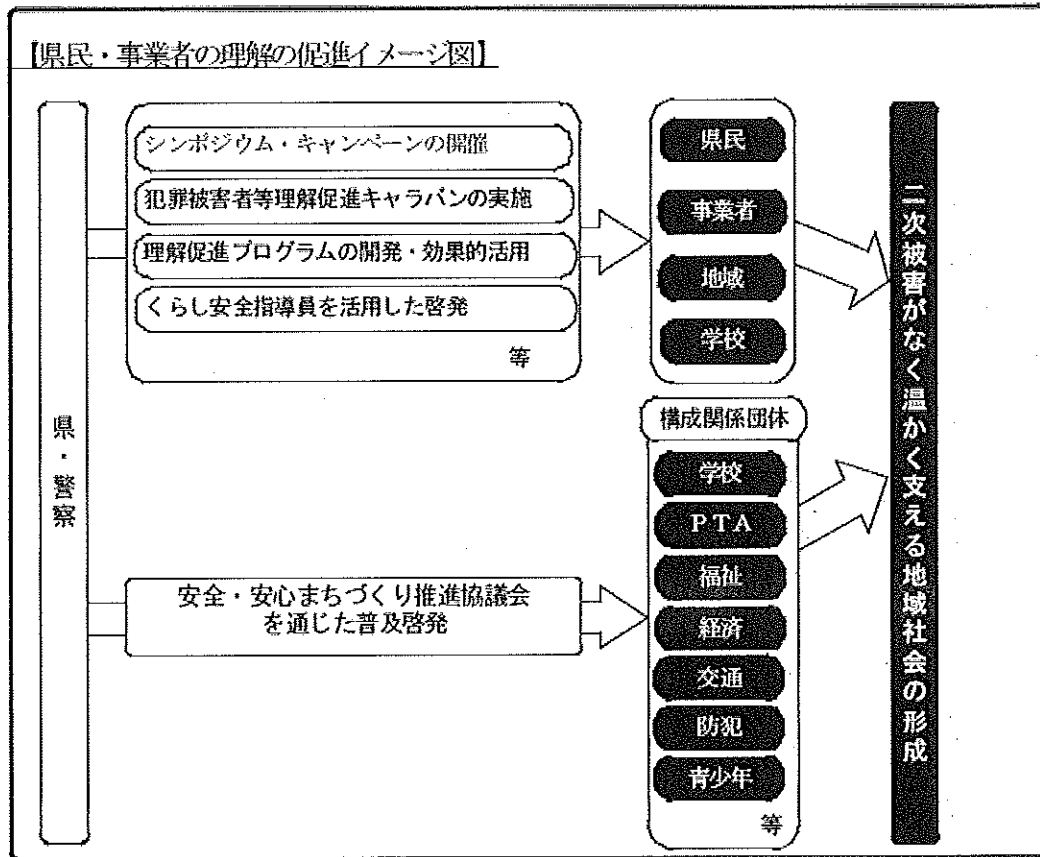
b いじめや暴力行為の防止活動

いじめや暴力行為防止のために設けた会議において、学校、教育委員会、P
T A等の関係機関と情報交換等を行うなどして、児童、生徒及び家庭への啓発
活動を支援または、自ら実施します。

[計画期間内に検討を進める事項]

① 普及啓発の対象者別に、自分のこととして捉えられるような手法を検討するな
ど、さらに効果的で分かりやすい普及啓発を研究します。

② 事業者・団体の支援の取組を進めるため、犯罪被害者等休暇制度の導入といっ
た取組など、先進的事例を広く紹介するとともに、犯罪被害者支援に積極的に取
り組んでいる事業者・団体等に対する顕彰制度など、インセンティブ（動機付け）
の仕組みを検討します。



5 人材の育成

〔現状と課題〕

犯罪被害者等支援の充実を図る上で、支援施策全般に通じた支援員や支援ボランティアなど、支援を担う人材の育成は重要ですが、県内全域で等しく必要な支援を提供するためには、県内各地で支援に携わる支援員等の知識や対応方法が、一定の水準を満たしている必要があることから、人材育成については、広域的な立場から取り組む必要があります。

〔5年間で目指すこと〕

県内どの地域においても、犯罪被害者等が安心して支援を受けることができるように、イベントボランティアから相談や直接・生活支援員に至るまで、幅広い支援人材を養成します。

〔支援施策・事業〕

重点的取組

① 犯罪被害者等支援員養成講座の実施

犯罪被害者等支援の裾野を広げ、支援に携わる者の知識や技能の向上を図るため、効果的・効率的なプログラムによる支援員養成講座を実施します。

② 支援ボランティア登録制度の実施〔再掲：IV 3 - (3)〕

③ 職員等に対する研修の充実等

全部局職員を対象に、講演会を活用するなど、犯罪被害者等の心情や県の支援策全般の理解に対する研修を実施します。

④ 精神保健等の専門家の養成

P T S D対策、思春期精神保健専門家の養成のため、厚生労働省が精神科病院協会や国立精神・神経センターに委託している研修への各所属(精神保健福祉センター・保健福祉事務所等)職員の参加を促進します。

⑤ 児童虐待防止のために行う事例等の検証

児童虐待防止のため、死亡事例検証を実施します。

[計画期間内に検討を進める事項]

① 現在、全国統一的な支援員養成プログラムについて国等が検討を行っていますが、その動向を見据えながら、本県においても、効果的な研修プログラムを検討します。

② 法科大学院などの学生が犯罪被害者等への理解を促進し、支援の輪を広げるため、サポートステーションにおけるボランティア活動を推進するなど、大学と連携した取組について検討を進めます。

6 推進体制の整備と地域活動との連携

[現状と課題]

犯罪被害者等を温かく支える地域社会づくりを進め、犯罪被害者等を地域社会から孤立させないようにするためには、全ての県民が、犯罪被害者等の問題を自らの問題として捉え、行政だけでなく、県民、事業者、各種団体等幅広い主体が協働・連携し、犯罪被害者等への配慮と自発的支援に、県民総ぐるみで取り組むことが必要です。

[5年間で目指すこと]

推進体制を整備することなどにより、県民、事業者、団体が力をあわせ、県民総ぐるみで、犯罪被害者等への理解と支援を推進し、犯罪被害者等が二次被害を受けず、孤立することのないようにします。

(1) 推進体制の整備

犯罪被害者等支援に行政、県民、事業者、各種団体等幅広い主体が協働・連携し、県民総ぐるみで取り組んでいくためには、犯罪被害者等支援を県民運動として推進する体制が必要です。

また、犯罪被害者等支援を県民運動として展開する際には、「犯罪被害者等を生み出さない地域社会づくり」が、一つの大きな犯罪被害者等支援であると言えることから、これまで県として力を入れて進めてきた、犯罪の機会を減少させる「安全・安心まちづくり活動」と連携をとり、県民・事業者に対する普及啓発や気運の醸成などに、一体的に取り組むことも重要です。

〔支援施策・事業〕

重点的取組**① 神奈川県安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開**

安全・安心まちづくりの推進母体である「神奈川県安全・安心まちづくり推進協議会」を犯罪被害者等支援における推進母体としても位置付け、防犯と犯罪被害者等支援が一体となった取組を進めるとともに、犯罪被害者等支援についても県民総ぐるみ運動として展開していきます。

② 警察署被害者支援ネットワーク(連絡協議会)を母体とした地域レベルでの運動の展開

各警察署に設置されている被害者支援ネットワーク等を地域レベルの推進体制として位置づけ、安全・安心まちづくり推進協議会と連携した活動を行うことにより、犯罪被害者等を温かく支える地域社会づくりを進めます。

(参考一神奈川県安全・安心まちづくり推進協議会等の概要)

○ 神奈川県安全・安心まちづくり推進協議会

- ・ 設立年月 平成17年5月
- ・ 目的 県民、地域団体、事業者、行政機関等の協働により、安全・安心まちづくりを目指した県民運動を展開することにより、県民が安全で安心して暮らすことができ、誰もが安心して訪れることのできる神奈川県の実現を目的とする。
- ・ 構成員 学校関係団体、PTA関係団体、青少年・国際関係団体、福祉関係団体、地域・婦人関係団体、経済・事業者関係団体、ライフライン事業者、交通関係事業者・団体、労働建築・住宅関係団体、防犯関係団体、行政機関等156団体

○ 警察署被害者支援ネットワーク(連絡協議会)

- ・ 目的 広範多岐にわたる犯罪被害者等のニーズに対して、よりきめ細かな支援を行うことを目的に、県内各警察署単位に設置。
- ・ 構成員 警察署管轄区域内の行政機関、民間企業、医療機関等

(2) 地域活動との連携

犯罪被害者等を支える地域社会づくりを進めるためには、推進体制による取組のほか、町内会や自治会といった、より身近なところで、犯罪被害者等支援の情報を受け取れるようになったり、相談窓口の紹介を受けられるようになるなど、地域における犯罪被害者等支援への自主的な取組を促進することが重要です。

そのためには、防犯活動や福祉活動など、地域に密着した活動を行っている方々に、地域における犯罪被害者等理解促進の担い手となってもらうことが必要です。

中でも、防犯の取組は、最大の被害者等支援であるとともに、犯罪被害者等の置かれた状況を理解することで、防犯意識がさらに高まるといった相関関係にあることから、特に自主防犯活動と連携して行うことが効果的です。

[支援施策・事業]

重点的取組

① 自主防犯活動団体等への情報の提供等

地域の自主防犯活動団体や地域に密着した活動を行う民間の団体等に対して、情報提供や研修を積極的に行うことにより、地域における犯罪被害者等への理解を促進し、地域における活動を活発化していきます。

② パトロール等による再被害防止の強化

a 再被害防止のためのパトロール等の実施

- ・ 被害者等が、加害者から再被害を受けるおそれの大きい場合に被害者等との連絡を密にし、必要な助言を行うとともに、状況に応じて自宅や勤務先における身辺警戒やパトロール等の措置を講じます。
- ・ 暴力団排除活動の関係者や暴力団による犯罪の被害者及び参考人、暴力団排除関係者、公安委員を「保護対象者」として指定し、危害が及ぶ程度に応じて必要な保護措置を講じます。

b 学校における再被害防止対策の実施

非行少年に対して、再び加害行為を行わないよう適切な指導を行います。

[計画期間内に検討を進める事項]

県域と地域レベルの推進体制の連携した取組が、より充実するように、協働して実施する事業等について検討を進めます。

資 料

平成21年度犯罪被害者等支援施策・事業体系



犯
罪
被
害
者
等
の
支
援

犯
罪
被
害
者
等
の
支
援

(5)一時的な住居の提供等

事業数 4

①緊急避難場所（ホテル等）の提供

②県営住宅の一時使用

③DV被害者等や被虐待児童の一時保護の推進

関連部局 安全防災局 県民部 保健福祉部 県土整備部 病院事業庁 教育委員会 警察本部

4県民・事業者の理解の促進

(1)県民・事業者の理解の促進

事業数 32

①犯罪被害者週間における広報・啓発の促進

②犯罪被害者等理解促進プログラムの作成・活用

③犯罪被害者等理解促進キャラバンの実施

④様々な機会・媒体を用いた情報の提供

⑤交通事故防止についての広報、啓発の推進

⑥事業者・団体の理解の促進

⑦生命の大切さに関する教育の推進

⑧人権教育の推進

⑨犯罪防止教育の推進

関連部局 安全防災局 県民部 保健福祉部 商工労働部 教育委員会 警察本部

5人材の育成

(1)人材の育成等

事業数 14 (うち再掲1)

①犯罪被害者等支援員養成講座の実施

②支援ボランティア登録制度の実施【再掲3(3)②】

③職員等に対する研修の充実等

④精神保健等の専門家の養成

⑤児童虐待防止のために行う事例等の検証

関連部局 安全防災局 県民部 保健福祉部 教育委員会 警察本部

6推進体制の整備と地域活動との連携

(1)推進体制の整備

事業数 2

①県安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開

②地域レベルでの運動の展開

(2)地域活動との連携

事業数 3

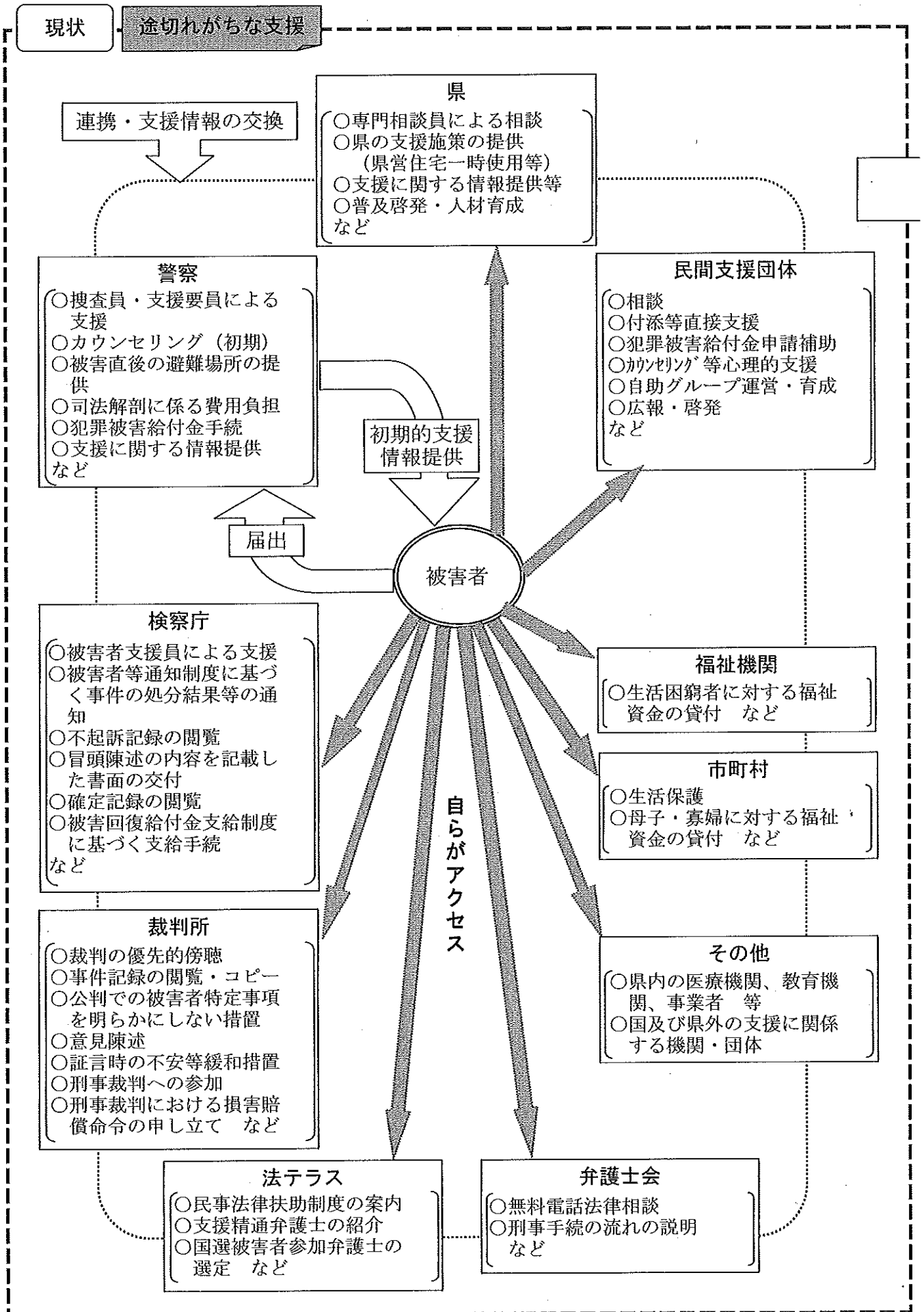
①自主防犯活動団体等への情報の提供等

②パトロール等による再被害防止の強化

関連部局 安全防災局 教育委員会 警察本部

全事業数 121(うち再掲4)

○ 神奈川県支援の流れイメージ（現状との対比）



条例制定後

途切れのない総合的な支援

被害者

被害の届出

- 被害者等のニーズ、支援の必要性等を把握
- 他関係機関の支援施策も含めた調整連携した支援を提供

かながわ犯罪被害者サポートステーション

警察

(初期的支援)

- 捜査員・支援要員による支援
 - カウンセリング(初期)
 - 旅費等捜査に付随する費用の負担
 - 司法解剖に係る費用負担
 - 犯罪被害給付金手続
 - 支援に関する情報提供
 - その他
 - ・被害者等の意思確認
 - ・支援ニーズ等の把握
 - ・支援全体の調整
- など

県

(中長期的支援)

- 専門相談員による相談
 - 県の支援施策の提供(生活資金貸付、緊急避難場所の提供、県営住宅一時使用等)
 - 支援関係機関との調整による支援の提供
 - 精通弁護士による法律相談
 - 支援に関する情報提供等
 - その他
 - ・センターの管理運営
 - ・民間支援団体の育成
 - ・自助グループ活動の場の提供
 - ・普及啓発・人材育成
- など

民間支援団体

(迅速・柔軟な支援)

- 付添等直接支援
- 家事手伝い等生活支援
- 犯罪被害給付金申請補助
- カウンセリング心理的支援(中長期)
- 自助グループ運営・育成など

検察庁

- 被害者支援員による支援
- 被害者等通知制度に基づく事件の処分結果等の通知
- 不起訴記録の閲覧
- 冒頭陳述の内容を記載した書面の交付
- 確定記録の閲覧
- 被害回復給付金支給制度に基づく支給手続 など

福祉機関

- 生活困窮者に対する福祉資金の貸付 など

市町村

- 生活保護
- 母子・寡婦に対する福祉資金の貸付 など

裁判所

- 裁判の優先的傍聴
- 事件記録の閲覧・コピー
- 公判での被害者特定事項を明らかにしない措置
- 意見陳述
- 証言時の不安等緩和措置
- 刑事裁判への参加
- 刑事裁判における損害賠償命令の申し立て など

その他

- 県内の医療機関、教育機関、事業者等
- 国及び他県の支援に関係する機関・団体

法テラス

- 民事法律扶助制度の案内
- 支援精通弁護士の紹介
- 国選被害者参加弁護士の選定 など

弁護士会

- 無料電話法律相談
- 刑事手続の流れの説明 など

神奈川県犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成の促進を図り、もって安心して暮らすことができる県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、県内に住所を有するものをいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、地域社会で再び平穏な日常生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 犯罪被害者等支援施策 県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。
- (6) 県民等 県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体並びに民間支援団体をいう。

(基本理念)

- 第3条 犯罪被害者等支援は、すべての犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重され、及び犯罪被害者等が犯罪等により壊された日常生活を早期に回復できるよう犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。
- 2 犯罪被害者等支援は、すべての県民が犯罪被害者等を共に生きる地域社会の一員として尊重し、犯罪被害者等の置かれている状況についての理解を深め、及び犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏に十分配慮して、それぞれの立場における自発的な取組を行うことができるよう推進されなければならない。
 - 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な日常生活を営むことができるようになるまでの間において様々な支援が必要であることを踏まえ、県、県民等及び市町村が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、総合的な犯罪被害者等支援施策を策定し、及び計画的に実施する責務を有する。
- 2 県は、犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に当たっては、国、他の地方公共団体及び県民等との連携及び協力を努めるものとする。
 - 3 県は、県民等による犯罪被害者等支援及び市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、県民等及び市町村に対し、情報の提供、啓発活動、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに際しては、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等支援の推進に努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を生かし、犯罪被害者等支援を推進するとともに、犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援推進計画の策定)

第8条 知事は、犯罪被害者等支援施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「犯罪被害者等支援推進計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等支援推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、犯罪被害者等支援推進計画を定め、又は変更しようとするときは、県民等及び犯罪被害者等その他の関係者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、犯罪被害者等支援推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(総合的支援体制の整備)

第10条 知事及び公安委員会は、民間支援団体と連携し、及び協力して、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、犯罪被害者等支援を一体となって実施するために必要な総合的な支援体制（次項において「総合的支援体制」という。）を整備するものとする。

2 総合的支援体制の整備に当たっては、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関及び団体と緊密に連携し、犯罪被害者等がどの機関及び団体を起点としても同様に必要とする支援が受けられるよう努めるものとする。

(経済的負担の軽減)

第11条 県は、犯罪被害者等の日常生活に支障を来すことがないように、犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(弁護士等による相談体制の充実等)

第12条 県は、犯罪被害者等が犯罪等に起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るため、犯罪被害者等支援に精通している弁護士等による相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第13条 県は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、病院等への付添い、家事、育児その他の日常生活の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第14条 県は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるよう、心理相談その他の必要な施策を講ずるものとする。

(一時的な住居の提供等)

第15条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第16条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、犯罪被害者等が配慮に欠ける言動により更なる被害を受けることなく、適切な支援を受け

ることができるよう、行政機関の職員、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団体の業務に従事する者その他の関係者に対し、犯罪被害者等支援に係る研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体等に対する支援)

第17条 県は、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団体及び民間支援団体を組織しようとする者が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進できるよう、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第18条 県は、県民が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう、情報の提供、啓発活動、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(事業者の理解の増進)

第19条 県は、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備改善その他の犯罪被害者等支援を推進できるよう、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第20条 県は、県民等、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関と連携して、犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、県民等、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関と連携して、当該管轄区域における犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

(地域における犯罪被害者等支援の推進)

第21条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止する等地域における犯罪被害者等支援を推進するため、地域において犯罪の発生する機会を減らすための取組を推進する民間の団体その他の地域に密着した活動を行う民間の団体に対し、防犯及び犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(緊急支援の実施)

第22条 県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案により被害を受けた者及びその家族又は遺族に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団体及び市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関と協力して、当該事案に対応するための支援の態勢を整え、当該事案の発生直後における情報の提供、病院等への付添い、精神的な不安の軽減その他の必要な緊急支援を実施するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例の一部改正)

2 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例(平成16年神奈川県条例第65号)の一部を次のように改正する。

第5章を削る。

第6章中第32条を第31条とし、第33条を第32条とする。

第6章を第5章とする。

第7章中第34条を第33条とする。

第7章を第6章とする。

(検討)

3 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。